

著作権法施行規則の一部を改正する省令・新旧対照表

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第四条の二 令第七條の二第一号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。</p> <p>一 図画として法第四十七條の二（法第八十六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する複製を行う場合において、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが五十平方センチメートル以下であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 令第七條の二第二号イの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。</p> <p>一 デジタル方式により法第四十七條の二（法第八十六條第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。</p> <p>二（略）</p> <p>3 令第七條の二第二号ロの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第四条の四 令第七條の五第二号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる行為のいずれかを、法第四十七條の六（法第八十六條第三項及び第</p>	<p>第四条の二 令第七條の二第一項第一号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。</p> <p>一 図画として法第四十七條の二に規定する複製を行う場合において、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが五十平方センチメートル以下であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 令第七條の二第一項第二号イの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。</p> <p>一 デジタル方式により法第四十七條の二に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る影像を構成する画素数が三万二千四百以下であること。</p> <p>二（略）</p> <p>3 令第七條の二第一項第二号ロの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるものいずれかとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4 第一項（第二号を除く。）の規定は、令第七條の二第二項の文部科学省令で定める基準について準用する。</p> <p>第四条の四 令第七條の五第二号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げる行為のいずれかを、法第四十七條の六（法第二百二條第一項において</p>

百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。
）に規定する者による情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従
つて行う方法とする。

一・二 (略)

準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する者による
情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従つて行う方法とする。

一・二 (略)

別記様式第七

出版権登録申請書

収入
印紙

年 月 日

文化庁長官 殿

フリガナ

- 1 著作物の題号
- 2 権利の表示並びに登録の原因及びその発生日
- 3 登録の目的
- 4 出版権の範囲
- 5 出版権の存続期間
- 6 出版権に関する特約
- 7 前登録の年月日及び登録番号
- 8 申請者

(登録権利者)

住所(居所)

フリガナ
氏名(名称)

㊞

代理人

住所(居所)

フリガナ
氏名(名称)

㊞

(登録義務者)

住所(居所)

フリガナ
氏名(名称)

㊞

代理人

住所(居所)

フリガナ
氏名(名称)

㊞

- 9 添付資料の目録

[備考]

- 1 「出版権の範囲」の欄には、当該出版権が平成27年1月1日以降に設定されたものである場合であつて、出版権者が法第80条第1項第1号に掲げる権利のみを専有するとき、同項第2号に掲げる権利のみを専有するときその他同項に掲げる権利の一部を専有するときは設定行為で定められた出版権の内容を記載し、出版権者が同項に掲げる権利の全部を専有するときは「限定なし」と記載する。
- 2 「出版権の存続期間」は、設定行為に定めがないときは「定めなし」と記載する。
- 3 「出版権に関する特約」の欄には、設定行為に、法第80条第2項及び第81条ただし書の別段の定めがあるときはその定めを記載し、別段の定めがないときは「定めなし」と記載する。
- 4 その他は、別記様式第三の備考1から13まで及び別記様式第六の備考1と同様とする。

別記様式第七

出版権登録申請書

収入
印紙

年 月 日

文化庁長官 殿

フリガナ

- 1 著作物の題号
- 2 権利の表示並びに登録の原因及びその発生日
- 3 登録の目的
- 4 出版権の範囲
- 5 対価の額、支払方法、支払時期
- 6 出版権の存続期間
- 7 出版権に関する特約
- 8 前登録の年月日及び登録番号
- 9 申請者

(登録権利者)

住所 (居所)

フリガナ
氏名 (名称)

印

代理人

住所 (居所)

フリガナ
氏名 (名称)

印

(登録義務者)

住所 (居所)

フリガナ
氏名 (名称)

印

代理人

住所 (居所)

フリガナ
氏名 (名称)

印

- 10 添付資料の目録

[備考]

- 1 「対価の額、支払方法、支払時期」は、設定行為に定めがあるときに限り記載する。
- 2 「出版権の存続期間」は、設定行為に定めがないときは「定めなし」と記載する。
- 3 「出版権に関する特約」の欄には、設定行為に、法第80条第2項、第81条ただし書及び第85条第1項第1号の別段の定めがあるときは、その定めを記載し、別段の定めがないときは「定めなし」と記載する。
- 4 その他は、別記様式第三の備考1から13まで及び別記様式第六の備考1と同様とする。